

報告第8号

令和7年度時津町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

時津町長 山 上 広 信

記

1. 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.4	—
早期健全化基準	(13.98)	(18.98)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準	(20.00)	(30.00)	(35.0)	—

2. 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定